管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040010	地方公務員の高齢者部分休業への短時間勤務職員並立任用の導入	地方公務員法第26条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律第13条	1週間当たりの通常の勤務時間の1／2の時間（通常週20時間）勤務する育児短時間勤務職員については、2人で同一の職を占めることを可能としている（地方公務員の育児休業等に関する法律第13条）。 （なお、並立任用は育児短時間勤務職員にのみ認められている）	地方公務員の高齢者部分休業は、1週間を通じて20時間以内で取得可能であるが、教員については、この高齢者部分休業においても、育児休業法における育児短時間勤務職員の並立任用と同様の制度を創設し、同一の職に二人の任用（並立任用）を可能とする。	・学校においては、20代の若手教員、30代、40代の中堅教員、50代の熟練教師がバランスよく配置されることにより、世代間における知識経験の継承が可能であり、また、児童生徒にとっても多様な世代の教師に触れることが望ましい。 ・秋田県教育委員会の教員の年齢構成は別紙1のとおり、40代が多く、20代が極端に少なく、年齢構成がアンバランスになっている。 ・少子化の進展、学校の統廃合等により教職員定数が減少しており、平成21年度からは4年間程度、小中学校における採用者が0となる見込みである。 ・このまま推移すれば学校現場の教員のほとんどが40代、50代となり、若手教員がほとんどいない状況になる。 ・若手教員の採用者数を増やすため、週20時間勤務の短時間勤務職員2名を同一の職に並立任用することにより1名の若手教員の採用枠が確保できる。 ・以上のように、育児休業法と同様に高齢者部分休業においても並立任用を可能とする制度創設を提案するものである。	C	I	育児短時間勤務は育児と家庭の両立を図る観点から、勤務時間そのものが短い（すなわち、例えば週20時間勤務を割り振られている）勤務形態を認めたもの。さらに、育児短時間勤務の適用時においても公務サービスの維持を図る観点から、割り振られた勤務時間そのものが短い点に着目し、週20時間勤務の育児短時間勤務職員２人で1つの週40時間勤務の職を占めること（並立任用）を例外的に認めている。 一方で高齢者部分休業については、加齢に伴う諸事情により週40時間勤務を継続することを希望しないといった高齢者のニーズを捉えた制度であり、あくまで週40時間の勤務時間を割り振った上で、休業を行う時間については職務専念義務を免除することにより職務に従事しないことを認めた制度である。すなわち、高齢者部分休業制度は、高齢者部分休業をしている各職員が週40時間の職を1つ占めることを前提とした制度であるため、複数の高齢者部分休業取得職員が1つの職を占めることはできない。 また、本提案の目的は職員定数の確保にあると承知するが、地方公務員の定数については各地方公共団体の条例により定められているものであり、法律上の規制はないものと考える。	高齢者部分休業制度の枠組みに捉われず、高齢者に対して育児短時間勤務職員と同様の並立任用制度を考えることは出来ないか。 公務員の年齢構成の不均衡を是正するために、このような制度を設けることも想定しうると思われるが、総務省の見解如何。 なお、提案者は職員定数の確保に対し、現行法上で出来うる最大限の取組を行った上での提案であり、これを踏まえ、再度検討し、回答されたい。		C	I	職員の年齢構成の不均衡是正は、各地方公共団体における職員の採用方針に係るものであり、また、職員定数の設定は条例の専管事項であることから、いずれも地方公共団体自身の判断で対応が可能である。 また、育児短時間勤務制度は、少子化対策が求められる中で育児と仕事の両立を可能とするため、将来的に職務復帰が予定される職員について一時的に短時間勤務となることを可能にしたもの。高齢者については、このような事情が想定されないため、育児短時間勤務と同様の短時間勤務制度を設けることは考えられないところ。			C	I		若手教員採用による学校活性化	1094010	秋田県	秋田県	総務省 文部科学省
040020	地方公務員の高齢者部分休業の取得可能年齢の下限の引き下げ	地方公務員法第26条の3 地方公務員の育児休業等に関する法律第13条	定年退職日から5年を超えない範囲内において条例で定める期間遡った日の後、職員が希望する日から定年退職日までの期間、勤務時間の一部について勤務しないことが可能（高齢者部分休業、地方公務員法第26条の3）	高齢者部分休業における短時間勤務職員による並立任用制度の導入を前提として、教員については、その対象者を拡大するため、高齢者部分休業の取得可能年齢の下限を現行の55歳から50歳に引き下げる。	・学校においては、20代の若手教員、30代、40代の中堅教員、50代の熟練教師がバランスよく配置されることにより、世代間における知識経験の継承が可能であり、また、児童生徒にとっても多様な世代の教師に触れることが望ましい。 ・秋田県教育委員会の教員の年齢構成は別紙1のとおり、40代が多く、20代が極端に少なく、年齢構成がアンバランスになっている。 ・少子化の進展、学校の統廃合等により教職員定数が減少しており、平成21年度からは4年間程度、小中学校における採用者が0となる見込みである。 ・このまま推移すれば学校現場の教員のほとんどが40代、50代となり、若手教員がほとんどいない状況になる。 ・若手教員の採用者数を増やすため、週20時間勤務の短時間勤務職員2名を同一の職に並立任用することにより1名の若手教員の採用枠が確保できる。 ・以上のように、育児休業法と同様に高齢者部分休業においても並立任用を可能とする制度創設を前提としつつ、並立任用対象者を拡大するために、高齢者部分休業の取得可能年齢を55歳から50歳に引き下げを提案するものである。	C	I	高齢者部分休業は、加齢に伴う諸事情により週40時間勤務を継続することを希望しない高齢者のニーズに対応した制度である。したがって、専ら新規採用者確保のために本制度の特例を検討することは趣旨が異なるものと考える。 また、並立任用については、「地方公務員の高齢者部分休業への短時間勤務職員並立任用の導入」における回答のとおり特区として認めることはできないと考えるところ。本件提案は、並立任用制度の導入を前提にしているが、並立任用制度が導入できない以上、本件の承認もできないと考える。 なお、本提案の目的は職員定数の確保にあると承知するが、地方公務員の定数については各地方公共団体の条例により定められているものであり、法律上の規制はないものと考える。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。なお、提案者は職員定数の確保に対し、現行法上で出来うる最大限の取組を行った上での提案であり、これを踏まえ、回答されたい。	・現行の高齢者部分休業の制度の中で取得可能年齢の下限を55歳から50歳まで引き下げることを要望する。 ・55歳以上の職員は多くの場合管理職であり、部分休業によりその職責を複数の職員が分掌するのは困難であることから、退職後のソフトランディングや加齢に伴う諸事情を考慮すれば、年齢の下限を50歳まで引き下げるべきである。 ・下限年齢を引き下げることにより、より広範な層からのニーズに対応できる。 ・公務員の新規採用者数は年々縮小傾向（特に教員について顕著）にあるが、ワークシェアリングの拡大により、結果的に新規採用者数の確保につながる。 ※教員に限らず広く一般職員を対象とする。	C	I	高齢者部分休業の55歳以上という取得年齢については、高齢者に対する給与上の処遇の状況や諸外国の高齢者に対する制度の状況等を勘案して設定したもの。同制度は平成16年に導入されたものであり、現時点において年齢設定の考え方に大きな事情変更はないと考えているところ。 特に秋田県においては、現行の高齢者部分休業に関する条例が平成19年9月議会で制定され、平成20年4月から施行されると承知。まずは、現行制度を実際に運用したうえで、制度改正に対する具体的なニーズがあるかを見極める必要がある。	少子高齢化が進み、職員の年齢構成がアンバランスな地域については、高齢者部分休業の取得可能年齢を引き下げることができないか。 併せて、右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	教職員に実施ししたアンケートによると減給でも時短を望む者が23.1%(979名)占めている。・早期退職優遇制度が20年3月31日で制度が終了するが、同制度により毎年約100名が諸事情により若年退職しており、1割以上が再雇用されていることから、高齢者部分休業の取得希望者は相当程度見込まれる。・本県は少子高齢化が急速に進んでおり、高齢者介護や地域活力の維持など重要な課題が山積しており待ったなしの状況にあります。ワークシェアリングの拡大は、これら課題への対応のみならず新たな雇用の拡大に極めて有効であると考えております。	C	I	アンケートの回答については、教職員を対象としたものであり、また、短縮後の具体的な勤務条件(勤務時間、週休日、給与処遇、短縮された勤務形態取得後再度フルタイムへ復帰できるか否か等)を前提とせず、一般的な話として回答しているものと承知。高齢者部分休業制度に対するニーズと一致するのかについては明らかではないところ。 また、早期退職者のうち再雇用されている者は非常勤講師等が多いと承知しており、職務の範囲も限定的と思われる。ワークシェアリングの観点で高齢者部分休業を活用し、新規採用を拡大する効果を狙うとすると、高齢者部分休業取得者の担当する業務の責任度合いを一般の教員と同等に保てるのか、運用上の課題も少なくないのではないか。 いずれにせよ、高齢者部分休業制度は平成16年8月に施行された比較的新しい制度であり、また、前回回答にも書いたとおり、秋田県においては同制度の運用が平成20年4月から初めて行われると承知している。まずは、現行制度を実際に運用した上で、制度改正に対する具体的なニーズ、人事管理コスト、公務における影響等があるかを見極める必要がある。	若手教員採用による学校活性化	1094020	秋田県	秋田県	総務省 文部科学省
040030	みなし公務員規定の適用に関する一般的根拠規定の創設	地方自治法第14条第3項	第十四条 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。	構造改革特区法における法特例措置として、みなし公務員規定特区を創設する。 自治体は、みなし公務員規定の適用を希望する業務につき構造改革特区申請し、認定された場合、当該業務についてみなし公務員規定を適用するものとする。 ≪案≫ 1．措置の概要 （1）構造改革特区法において以下のような法特例措置を追加する。 （2）自治体の長は、対象とする業務の範囲及びみなし公務員規定を適用すべき期間を明らかにしたうえで構造改革特区認定を行う。 （3）認定を受けることにより、当該業務はみなし公務員規定の対象業務となる。 （4）当該業務に従事する者は、これにより当然にみなし公務員規定が適用される。 2．運用など （1）みなし公務員規定の適用期間は必要に応じ更新することができるものとする。 （2）公共サービス改革法の第2条第4項第1号に関するみなし公務員規定と同様に、自治体が対象範囲や期間を一定程度柔軟に定めることを可能とする。	公共サービスの中には、特にその適切確実な実施を確保することが求められるものがあり、このような業務には必要に応じ各種監督措置やみなし公務員規定が置かれていることも少なくない。 特にみなし公務員規定は、贈収賄や職権濫用の防止という点で大きな意義が見出せる規定である。自治体の業務には、贈収賄や職権濫用等を防止すべき必要性がある業務も少なくない以上、自治体がみなし公務員規定を柔軟に活用できれば非常に有益である。 ところが、みなし公務員規定は、個別法において定められる場合のほか、公共サービス改革法においても定められているものの、自治体がこれらを柔軟に活用できるかという点では極めて不十分である。 このため、自治体が必要に応じみなし公務員規定を柔軟に適用できるよう、みなし公務員規定特区を創設し、みなし公務員を特定の業務に適用したい自治体はその業務の範囲を明らかにした上特区申請し、認定された後は当該業務に従事する民間事業者にみなし公務員規定が適用されるものとする。 これにより、特区がみなし公務員規定の通則法として機能することが期待され、適切確実なアウトソーシングの実施に大きく寄与すると期待される。 なお、刑法は特区になじまないという反論が想定されるが、既に特区においてみなし公務員規定が定められている事例がある以上、この反論には理由がない。	D	－	本件は、地方自治法上、地方公共団体がみなし公務員に対する罰則を設けられる範囲に限度があるため、それを緩和できるよう求めているものと承知しているところであるが、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることは可能と考えられる。			D	－				D	－			1066010	市場化テスト推進協議会	東京都	総務省
040040	戸籍事務を取り扱うことができる職員の範囲	地方公務員法第28条の4、第28条の5 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条、第5条	定年退職者等について、1年を超えない範囲内で任期を定め、常勤職員又は短時間勤務職員として採用することができる（地方公務員法第28条の4及び第28条の5）。 一定期間内に終了することが見込まれる業務等に従事させるため、任期を定めて職員を採用することができる（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条）。また、一定期間内に終了することが見込まれる業務や部分休業取得職員の後補充職員として、任期を定めて短時間勤務職員を採用することができる（同法第5条）。	戸籍事務の取扱いを正職員のほか、再任用職員および任期付職員においても取り扱うことができるよう措置を求める。	戸籍事務を正職員以外の者が取り扱うことは、「戸籍届出の受理や謄本の交付等は、行政処分であるため、民間事業者に守秘義務等の一定の要件を課したとしても、戸籍事務管掌者の指揮監督下にある吏員以外の者が行うことができないと考える。」との回答（地域再生：第1次提案）にあるように、戸籍事務管掌者たる市長の指揮監督のもと、正職員が実施しなければならないと解釈しているところである。 今後、本市の駅前サービスコーナーにおいて、戸籍の謄抄本等の交付請求に応ずるか否かの行政行為（公証）を正職員以外の次の職員に行わせることができるよう取組みを進めているところであり、当該職員が交付請求に応ずるか否かの行政行為を実施できるよう措置を求める。 ・地方公務員法第28条の4の常勤再任用職員、同法第28条の5の短時間再任用職員 ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条の職員、同法第5条の短時間勤務職員の職員	D	－	地方公務員法第28条の4に基づく再任用職員及び同法第28条の5に基づく再任用短時間勤務職員並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条に基づく任期付職員及び同法第5条に基づく任期付短時間勤務職員については、任期の定めのない常勤職員と同様、地方公共団体の本格的業務に従事できる職員であると位置付けているところである。			D	－				D	－			1008010	大東市	大阪府	総務省 法務省
040050	会計管理者の職務権限に係る会計事務を補助する者の要件緩和	地方自治法第171条	第百七十一条　会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。 2　出納員その他の会計職員は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。 3　出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納（小切手の振出しを含む。）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。 4　普通地方公共団体の長は、会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させ、又は当該出納員をしてさらに当該委任を受けた事務の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができる。この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちに、その旨を告示しなければならない。 5　普通地方公共団体の長は、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、規則で、必要な組織を設けることができる。	現行法では、会計管理者の職務権限に係る会計事務を補助させるために置かれる「出納員その他会計職員」は、普通地方公共団体の長の補助機関である職員のうちから、普通地方公共団体の長が命ずると規定されているが、民間にも会計管理者の職務権限に係る会計事務を行わせることを可能とすべきである。	「三位一体の改革」以降、県財政は危機的状況に陥っており、今後も大幅な財源不足が見込まれ、持続可能な県政運営のために、県庁のスリム化が必要となっている。 現在、平成17年12月に策定した県行政改革プランに沿って、10年以内に3,000人体制の組織とすることを目指し、組織・職員数のスリム化に取り組んでいるところである。 こうした中で、県民ニーズは多様化・複雑化してきており、少ない職員数でも県民サービスを低下させることなく実施できる体制を早期に構築する必要がある。そのためにもアウトソーシングは有効な手段の一つである。 会計分野の民間開放が認められれば、職員数のスリム化が図れるとともに、民間に新たな雇用の場を生み出すことができる。	C	I	普通地方公共団体の会計事務を処理する権限は、当該普通地方公共団体の長から職務上独立した機関の責任の下に一元的に行わせる趣旨から、会計管理者の独立の権限として法により賦与されており、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、他の者に行わせることはできないものである。 なお、会計事務のうち、法令上の権限自体ではない補助的な業務については、民間事業者を活用することも可能である。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	会計事務のうち、法令上の権限自体ではない補助的な業務については、民間事業者を活用することも可能であるとのことであるが、法令上の権限である事務に付随する業務についても「補助的な業務」と位置づけることができるものと考えるがどうか。 例えば、別紙の二つの会計事務については、「会計管理者の権限事務」にあたる部分、「付随する事務」（＝「補助的な業務」）にあたる部分は、それぞれ別紙の【アウトソーシング後の事務の流れ】欄に示すとおりであると考えるがどうか。 ※補足資料として別紙あり	D	－	会計事務のうち、法令上の権限自体ではない補助的な業務については、民間事業者を活用することも可能である。 なお、補助的な業務の範囲については、各地方公共団体において適切に判断されたい。			D	－			1018010	高知県	高知県	総務省
040060	公共サービス民間開放推進特区	地方自治法第153条第1項	第百五十三条　普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部をその補助機関である職員に委任し、又はこれに臨時に代理させることができる。	特区の認定を受けた地方公共団体においては、地方自治法第153条第1項の特例として、条例により定めた公共事務に地方公務員法の適用を受ける補助職員以外の者を従事させることができるものとし、あわせて、その従事者に補助職員と同等の罰則規定を適用するなどにより責任を明確にして、効果的な公共サービス改革を推進する。	公共事務の民間開放推進は、国、地方を挙げての重要課題であるが、民間への包括委譲を不可とされる分野が多く、実効性のある開放が実現できない。市町村では、窓口サービス、徴税事務などの民間開放が壁に突き当たり、特定行政庁が担う建築確認制度では、従来の包括委譲の枠組みが変更され、行政、民間双方の負荷が増大して、円滑な建築確認事務が困難な状況にある。 このような民間開放の隘路は、公共サービス改革法等に定める「みなし公務員」であっても地方公務員法が適用されず、責任能力が不足していると見なされて、包括的な事務移譲が認められないことにある。つまり、地方公共団体への任用を前提とする地方公務員制度と公共事務の執行権限・責任とが一体不可分とされていることが、民間開放の進展を阻害する主要な要因となっていると考えられる。 そこで、地方公共団体への帰属と公共事務の担い手とを切り分け、有効に公共事務の民間開放を進めていく道筋をつけたい。具体的には、地方自治法第153条第1項の特例として、特区の認定を受けた地方公共団体において、条例により、その権限に属する事務の一部を「補助機関である職員以外」に委任または臨時に代理させられることとし、あわせて、贈収賄等の罰則及び信用失墜行為等の服務規律についても、原則として補助職員同様に適用するものとする。その際、民間事業者については、損害賠償等の自己責任原則も明確化することによって、民間への包括的な事務・権限移譲を可能とし、民間開放の意義、効果を高めたい。	D	－	地方自治法第153条は長の指揮監督権に服する補助機関の職員に長の権限を委任できることとするものであり、組織内部の権限関係を定めるものである。 なお、当該普通地方公共団体の業務について規定する個別法において許容される範囲内で、当該業務を契約により委任し又は委託することは可能と考える。 また、地方公共団体が特定公共サービス以外の公共サービスについて官民競争入札を行う場合に、条例において民間事業者に対して秘密保持を義務付け、地方自治法第14条第3項の規定に基づき、同項の範囲内で罰則を設けることも可能と考えられる。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	貴省回答は、本件提案が現行法令において可能とのことであるが、実際には、建築主事や徴税吏員などのように、事務権限と地方公共団体への帰属が一体化されていることが、民間への包括的事務委譲の支障となっていることは否定できない。その背景に、地方自治法第153条において、長の権限に属する事務を委任若しくは代理できる者を補助機関である職員に限定していることがあると考えられる。従って、補助機関のほか、長が指名した者に委任等できることとし、その場合、補助機関職員と同等の罰則等規定を適用できるようにすることで、公共分野を民間人が広く担う道が開けると思われる。再度、ご検討をいただきたい。	C	I	地方公共団体の業務は多岐にわたるものであり、当該業務を民間事業者等に委任し又は委託することが適当かどうか、また、みなし公務員規定を設けるべきかどうかという点については、当該業務の性質により、当該業務の根拠となる個別法において適切に判断されるものと考える。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	貴省が推進される地方分権への努力には敬意を表するものですが、ともすると団体自治の面が中心で、住民自治の振興への制度改革が不十分であると思われます。国家公務員制度を焼き直した地方公務員制度はその代表例で、特に市町村においては、住民自治の視点から、行政団体組織への帰属と公務の執行者としての公務員制度を切り分け、広く住民が公務を担いうる仕組みをつくることが肝要と思われます。消防団員が条例により消防・防火活動に幅広く、強力な公的権限を付与されている例に倣い、自治事務については、包括的に、条例により公務の執行に従事できる者と従事できる事務の範囲を定められるよう、制度改革をお願い致します。	C	I	地方公共団体の業務は多岐にわたるものであり、当該業務を民間事業者等に委任し又は委託することが適当かどうか、また、みなし公務員規定を設けるべきかどうかという点については、当該業務の性質により、当該業務の根拠となる個別法において適切に判断されるものと考える。		1082020	草加市	埼玉県	総務省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040070	市所有施設を管理するための人材派遣	－	－	自治体が出資している公益法人が派遣元となって、市所有施設を管理するための労働者を派遣をできるよう、規制を緩和してもらいたい。さらに、労働者派遣を行うにあったては、クーリングオフ期間をなくしてほしい。	市所有の施設を効率よく管理するため、財団法人恵那市施設管理公社から市の施設に人材を派遣するシステムを構築したい。（給食センターなどの施設は、市の直営では非常にコストがかかり、完全に民間委託するには安定した供給ができなくなる恐れがあるため、公社からの人材派遣を切望している）そこで、上記の労働者派遣が可能となるよう、規制を緩和してほしい。 さらに、労働者派遣が可能となったとしても、労働者派遣における現行のクーリングオフ期間（（3年受入れ後は、3ヶ月間の派遣を受入れない期間が必要）があるため、安定した行政サービスの提供が出来ないおそれがある。そこで、市出資の公益法人から市の施設に労働者を派遣する場合にあっては、このクーリングオフ期間をなくしてほしい。	D	－	労働者派遣法上、地方公共団体が労働者派遣法に基づく労働者派遣を受け入れることは禁止されていないところであり、市の施設においても、派遣契約に基づき派遣職員を活用することは可能である。 なお、派遣労働者にどのような事務を行わせるかは、関係法令及び事務の性質等を勘案のうえ、各団体において、判断いただくべきもの。			D	－				D	－			1 0 9 1 0 1 0	恵那市	岐阜県	総務省 厚生労働省
040080	社会教育・文化財保護に関する権限の区長への移管 （社会教育について）	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条	第二十三条　教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。 一　教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。 二　学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。 三　教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 四　学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。 五　学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。 六　教科書その他の教材の取扱いに関すること。 七　校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。 八　校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。 九　校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。 十　学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。 十一　学校給食に関すること。 十二　青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。 十三　スポーツに関すること。 十四　文化財の保護に関すること。 十五　ユネスコ活動に関すること。 十六　教育に関する法人に関すること。 十七　教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。 十八　所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。 十九　前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。	地方自治法第180条の8（学校に関することを除く） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1号、第2号、第3号、第10号、第12号、第14号（学校に関することを除く） 文化財保護法・社会教育法・図書館法中、教育委員会に関する規定を千代田区教育委員会には適用しない。	教育委員会の職務権限のうち、①社会教育　②文化財保護　③社会教育・文化財保護に関連する施設の設置、管理及び廃止、財産の管理、職員の任免その他の人事、環境衛生の権限を区長に移管することにより、社会教育、文化・スポーツに関する施策を一層推進する。 提案理由 千代田区では、区民の意思や地域特性をより一層反映した区政運営を行うため、社会教育、文化・スポーツに関する事務を区長部局が補助執行し、まちづくり、地域コミュニティ活性化、子育て、高齢者福祉等の区民生活に関連する他の施策と一体的に取り組んでいる。 しかし、現状では教育委員会に最終的な権限が留保されているため、責任の所在が明確でないという問題がある。 社会教育、文化関連施策は区民生活に密接に関わるものであるため、区民の信託を受けた区長が自らの責任において行う方が適切であり、権限を区長部局に移管する必要がある。	F（平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み）	－	現在、文部科学省において検討されているものを承知しており、その結果を踏まえ、対応すべきものがある場合は、対応を行う。			F（平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み）	－				F（平成18年9月15日構造改革特区推進本部決定済み）	－			1 1 1 3 0 1 0	千代田区	東京都	総務省 文部科学省
040090	条件を付した年度開始前入札手続の解禁	地方自治法第208条第1項、第232条の3、第234条第3項	（会計年度及びその独立の原則） 第二百八条　普通地方公共団体の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。 ２（略） （支出負担行為） 第二百三十二条の三　普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。 （契約の締結） 第二百三十四条　（略） ２（略） ３　普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。 ４～６（略）	年度開始前であっても、議会における予算の否決を停止条件に、入札などの契約準備行為を行えるようにし、競争入札制度実施の障害を取り除く。	構造改革特区提案における総務省からの回答にもあるとおり、機会均等、公正性、競争性及び経済性を確保する観点から、国、地方を含め、公共調達の契約方法は一般競争入札によることを原則としており、随意契約はその例外として位置付けられている。 しかしながら、現実には、いまだ多くの随意契約が残る。その理由の一つが入札手続きの年度規制にあることから、これまでに草加市は、その規制改革を求めてきた。具体的には、契約の競争性、公正性の確保はもちろんのこと、契約事務や工期の集中などの弊害、更には年度事業であるのに入札のために債務負担行為を多用することで予算審議が形骸化する懸念も理由に挙げ、年度開始前に入札等契約準備行為を行えるようにすることによって随意契約を減らしていくという提案をしているが、認められていない。 確かに、地方公共団体の会計年度は毎年4月1日が始期とされ、予算の執行は年度開始前にはできないこと、入札の執行は、特別の理由による以外、落札者と契約を結ぶことを前提にしている。しかし、入札の執行は契約の準備行為であり、予算の成立を条件に入札を行えば、問題は回避できる。このことは、予算議決された契約案件であっても、予め公告することにより、入札、仮契約後に議会で契約締結議案が否決された場合は契約が成立せず、落札者は求償できないことからも明白と考えられる。 本提案については、これまでの本市提案への全国の自治体からの問い合わせも多く、規制改革が強く望まれている。今一度、実現に向けてご尽力をお願いしたい。	C	Ⅰ	支出負担行為、すなわち支出の原因となる契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところによりしなければならない（自治法232条の3）。 また、普通地方公共団体の会計年度が毎年4月1日から翌年3月31日（自治法208条）とされており、予算の執行は、年度開始前には行うことができない。 入札を執行し、落札者の決定があった場合には、地方公共団体と落札者との間には、本契約の予約が成立し、地方公共団体は、法令に定める特別の場合に該当する以外は、落札者と必ず契約を結ぶ義務を負うこととなることから、入札の執行は、支出負担行為（契約）の一連の手続きであり、予算執行に含まれると解すべきである。 よって、年度末において、翌年度に係る契約その他の行為をすることは債務負担行為として議会の議決を経た場合のほかは、これをすることはできないものである。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	貴省回答は、「入札を執行し落札者の決定があった場合には本契約の予約が成立し、『法令に定める特別の場合に該当する以外』は、落札者と契約を結ぶ義務を負うこととなるから、入札の執行は契約の一連の手続であり、予算執行に含まれる」とのことである。この論は、停止条件の効力を無視すればそのとおりと思われるが、そうであるとしても、『法令に定める特別の場合』を設ける等、例外措置を講じることで対応可能ということを意味している。公共調達から随意契約をできる限り排除するには、その阻害要因を除去しなければならない。実務上、本件規制がその大きな阻害要因となっていることを強くご認識いただき、改革の実現を図られたい。	C	Ⅰ	年度開始前の入札手続きが認められないこと、その例外として債務負担行為が認められていることは既に繰り返し述べたところ。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	貴省回答の「例外としての債務負担行為」については当然のことながら承知し、既に活用している。しかし、予算を審議する議会側から見れば、予算制度が単年度主義であることは、自ずと債務負担行為が「例外」であることを意味するもので、その濫用は、結果として予算審議の形骸化につながるとの指摘となる。今後、経常的な公共サービス等の民間開放が進むにつれ、年度当初からの執行が不可欠な契約案件がさらに増大することとなるが、これらを全て債務負担行為や長期継続契約案件とすることには無理があり、弊害も懸念される。結果として貴省の縛りが随意契約横行の温床となるとすれば、さらに問題となろう。真摯な対応をお願いする。	C	Ⅰ	ご指摘のとおり現行財務会計制度が単年度主義を採用する以上、債務負担行為や長期継続契約は自ずと例外として位置づけられるものであるが、例外はあくまで単年度主義の原則に対して「例外」という意味であり、債務負担行為も予算の内容の一部として議会の議決の対象となっていることからも、「債務負担行為が数多く設定されることが、結果として予算審議の形骸化につながる」とのご意見はあたらない。 これまで当省においてご回答させていただいた内容はすべて単年度主義の原則に基づいた現行制度の考え方であるが、ご要望の内容は、財務会計制度の根本について変更を来たすことから、一部の地域のみ適用可能とするような取り扱いはそもそも認めることができない性質のものである。また、要望事項自体についても認められないものである。		1 0 8 2 0 4 0	草加市	埼玉県	総務省
040100	地域ケア会議のチェック機関の整備	地方自治法第二百五十二条の二十七～第二百五十二条の四十六 地方自治法施行令第百七十四条の四十九の二十一～第百七十四条の四十九の四十三	（外部監査契約） 第二百五十二条の二十七　この法律において「外部監査契約」とは、包括外部監査契約及び個別外部監査契約をいう。 ２　この法律において「包括外部監査契約」とは、第二百五十二条の三十六第一項各号に掲げる普通地方公共団体が、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため、この法律の定めるところにより、次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、毎会計年度、当該監査を行う者と締結するものをいう。 ３　この法律において「個別外部監査契約」とは、次の各号に掲げる普通地方公共団体が、当該各号に掲げる請求又は要求があつた場合において、この法律の定めるところにより、当該請求又は要求に係る事項について次条第一項又は第二項に規定する者の監査を受けるとともに監査の結果に関する報告の提出を受けることを内容とする契約であつて、この法律の定めるところにより、当該監査を行う者と締結するものをいう。 一　第二百五十二条の三十九第一項に規定する普通地方公共団体　第七十五条第一項の請求 二　第二百五十二条の四十第一項に規定する普通地方公共団体　第九十八条第二項の請求 三　第二百五十二条の四十一第一項に規定する普通地方公共団体　第百九十九条第六項の要求 四　第二百五十二条の四十二第一項に規定する普通地方公共団体　第百九十九条第七項の要求 五　第二百五十二条の四十三第一項に規定する普通地方公共団体　第二百四十二条第一項の請求 （外部監査契約を締結できる者） 第二百五十二条の二十八　普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一　弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。） 二　公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。） 三　国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であつて、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの ２　普通地方公共団体は、外部監査契約を円滑に締結し又はその適正な履行を確保するため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の識見を有する者であつて税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）であるものと外部監査契約を締結することができる。 ３　前二項の規定にかかわらず、普通地方公共団体は、次の各号のいずれかに該当する者と外部監査契約を締結してはならない。 一　成年被後見人又は被保佐人 二　禁錮以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから三年を経過しないもの 三　破産者であつて復権を得ない者 四　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）又は地方公務員法の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者 五　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）、公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）又は税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名、公認会計士の登録の抹消又は税理士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの（これらの法律の規定により再び業務を営むことができることとなつた者を除く。） 六　懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの 七　当該普通地方公共団体の議会の議員 八　当該普通地方公共団体の職員 九　当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものであつた者 十　当該普通地方公共団体の長、副知事若しくは副市町村長、会計管理者又は監査委員と親子、夫婦又は兄弟姉妹の関係にある者 十一　当該普通地方公共団体に対し請負（外部監査契約に基づくものを除く。）をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人 （包括外部監査人の監査） 第二百五十二条の三十七　包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする。 ２　包括外部監査人は、前項の規定による監査をするに当たつては、当該包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び当該包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨にのつとつてなされているかどうかに、特に、意を用いなければならない。 ３　包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に少なくとも一回以上第一項の規定による監査をしなければならない。 ４　包括外部監査対象団体は、当該包括外部監査対象団体が第百九十九条第七項に規定する財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るもの、当該包括外部監査対象団体が出資しているもので同項の政令で定めるものの出納その他の事務の執行で当該出資に係るもの、当該包括外部監査対象団体が借入金の元金若しくは利子の支払を保証しているものの出納その他の事務の執行で当該保証に係るもの、当該包括外部監査対象団体が受益権を有する信託で同項の政令で定めるものの受託者の出納その他の事務の執行で当該信託に係るもの又は当該包括外部監査対象団体が第二百四十四条の二第三項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものについて、包括外部監査人が必要があると認めるときは監査することができることを条例により定めることができる。 ５　包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出しなければならない。	地方自治体の外部監査制度を活用し、地域ケア会議を社会資源との情報共有や問題の共有をはかる場にし、市町村に対しても福祉における監査の権限を行使できるようにする。	地域包括支援センターにおいて行われている違法行為、また民間企業が行っている虚偽申請に対する監査機能を、第三者的な立場において行使できるようにすることで、監査の機能がはたらいていない機能の拡充を図っていく。本来は在宅介護支援センターにあるシステムであるが、社会資源との有効な会議としていく。人材としては、委任という形をとり、コストを下げ、第三者としての管理、チェック機能を果たしていく。	C	Ⅰ	お尋ねの趣旨が明らかではないが、お尋ねにある地域ケア会議が市町村等の福祉関係事務等に対して監査を行えるような権限を付与するとの御要望であるとして回答する。 地方自治法上の外部監査制度については、包括外部監査であれば地方公共団体の財務に関する事務・経営に係る事業の管理について包括外部監査人が自らのイニシアティブにより特定のテーマを監査することとされているほか、個別外部監査であれば議会・長や住民からの要求に基づいて個別外部監査人が監査を行うこととされており、これらの外部監査人については、地方公共団体の監査に資する高度の専門的知識を有する者として、地方公共団体の財務管理・事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、かつ、弁護士・公認会計士・一定の要件を満たす実務精通者・税理士であること等が外部監査人たる要件とされているところである。また、外部監査契約を締結するに当たっては、議会の議決を要することとしている等、慎重な手続を要することとされているところである。 したがって、地域ケア会議が外部監査人と同様の立場から監査を行えるとすることはできない。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	地域ケア会議は各社会資源との連携を形づくるものであり、各種社会資源との協力の中機能していくものである。もちろん監査の行使にあたっては専門性をかね備えた大学に協力依頼することも想定し、各報道機関にも協力を仰ぎ専門性を兼ね備えた専門部会を開いていくことも視野に入れている。地域で活躍する人材にも協力を仰ぎ、新しい協力関係もつくっていけることから、地域ケア会議が市町村に対しても福祉における監査の権限を行使できるようにしてほしい。	C	Ⅰ	市町村の事務について市町村以外の者が監査することに関する当省の考え方は、前回回答したとおりである。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	成年後見制度利用支援事業は、身寄りのない重度の認知症高齢者や知的障害者であって、契約による介護保険サービスや障害者福祉サービスの利用が困難な方のうち、介護保険サービス等の利用にあたって成年後見人等による支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がいない場合など、市町村が後見などの審判の申立をすべき人（市町村が後見等の審判の申立てをすべき対象者）を対象とする事業です。しかし市町村の判断で実施される事業であるため、その事業が実施されているかどうか監視する機能を地域ケア会議に持たせたい。事例検討の結果、実施していくように市町村、地域包括支援センターに監査の権限を行使していく。別紙参考資料あり	C	Ⅰ	特定の事業について関係者の監視や意見の反映等について要望されているのであるのならば、まずは当該特定の事業の制度を所管する省庁において検討すべきものである。 なお、市町村の事務について市町村以外の者が監査することに関する当省の考え方は、前回、前々回に回答したとおりである。		1 0 2 2 0 2 0	個人	岡山県	総務省 厚生労働省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040110	指定管理者制度における新規参入を妨げる障壁の除去を要望	地方自治法第244条の2	（公の施設の設置、管理及び廃止） 第二百四十四条の二　普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。 ２　普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。 ３　普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 ４　前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。 ５　指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。 ６　普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 ７　指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。 ８　普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 ９　前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。 １０　普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。 １１　普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。	当制度が制定されて4年目に入ったが、募集における参加資格が狭く設定されており、事実上,新規参入を妨げている。例えば、市内に事業所を有する企業とか、当該地域に本社を有する企業とかが要件となっている。競争力ある民間企業の採用が円滑に行われるよう、主管省より自治体を指導して欲しい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁からの自治体への指導を御願いしたい。	当制度が制定されて4年目に入ったが、募集における参加資格が狭く設定されており、事実上の新規参入を妨げる要件となっている。例えば、市内に事業所を有する企業とか、当該地域に本社を有する企業とかが要件となっている。事例を特記事項欄に記載する。競争力ある民間企業の採用が円滑に行われるよう、主管省より自治体を指導して欲しい。官から民への象徴的制度であり、これらの改善について主管官庁からの自治体への指導を御願いしたい。	E	－	平成19年1月31日付総行行第15号総務省自治行政局長通知において、指定管理者の選定手続きについては、透明性の高い手続きが求められることから、指定管理者の指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準、手続き等について適時に必要な情報開示を行うこと等に努めることとされているところであり、地域の実情や公の施設の状況等に応じて、各地方公共団体において適切に判断すべきものである。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	「事実誤認」とのご回答であるが、法律は実効性が確認されてはじめて法律たりうるように、発行された局長通達も実際に運用が確認されてはじめて通達たりうるものと考える。中央官庁として本当に指定管理者選定手続が厳正に、そして、民間の力が活用されるようになされているか、トレースすべきと考える。当方提案に、「仙北市活性化施設」、「信濃町ふれあい広場しなの」を参入障壁の事例として付記したが、これらが「地域の実情を反映した選考」なのかトレースしてほしい。	E	－	前回回答にてお答えしたとおりであるが、地域の実情や公の施設の状況等に応じて、各地方公共団体において適切に判断すべきものである。			E	－			1 0 5 7 0 2 0	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	東京都	総務省
040120	地縁による団体による有償運行	地方自治法第260条の2	第二百六十条の二　町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。 ２　前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。 一　その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること。 二　その区域が、住民にとつて客観的に明らかなものとして定められていること。 三　その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。 四　規約を定めていること。 ３　規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。 一　目的 二　名称 三　区域 四　事務所の所在地 五　構成員の資格に関する事項 六　代表者に関する事項 七　会議に関する事項 八　資産に関する事項 ４　第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。 ５　市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。 ６　第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。 ７　第一項の認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。 ８　第一項の認可を受けた地縁による団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。 ９　第一項の認可を受けた地縁による団体は、特定の政党のために利用してはならない。 １０　市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。 １１　第一項の認可を受けた地縁による団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。 １２　何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。 １３　第一項の認可を受けた地縁による団体は、第十項の告示があるまでは、第一項の認可を受けた地縁による団体となつたこと及び第十項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。 １４　市町村長は、第一項の認可を受けた地縁による団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。 １５　民法第三十八条 、第四十四条第一項、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第六十六条まで、第六十八条（同条第一項第二号を除く。）、第六十九条、第七十条、第七十二条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十三条までの規定並びに非訟事件手続法 （明治三十一年法律第十四号）第三十五条 から第四十条 までの規定は、第一項の認可を受けた地縁による団体に準用する。この場合において、民法第三十八条第二項 、第七十二条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは「市町村長」と、同法第四十四条第一項 、第五十三条から第五十七条まで、第五十九条第二号、第六十条、第六十一条、第六十三条、第七十条、第七十二条第二項及び第七十四条中「理事」とあるのは「代表者」と、同法第五十二条第一項 中「一人又は数人の理事」とあるのは「一人の代表者」と、同法第五十六条 中「仮理事」とあるのは「仮代表者」と、同法第五十九条第三号 中「総会又は主務官庁」とあるのは「総会」と、同法第六十八条第一項第四号 中「設立の許可」とあり、及び第七十二条第二項中「許可」とあるのは「認可」と、同法第七十二条第三項 中「国庫」とあるのは「市町村」と、非訟事件手続法第三十五条第一項 中「仮理事」とあるのは「仮代表者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 １６　第一項の認可を受けた地縁による団体は、法人税法 （昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号 に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項 中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」とする。 １７　第一項の認可を受けた地縁による団体は、消費税法 （昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法 別表第三に掲げる法人とみなす。 １８　次の各号のいずれかに該当する場合においては、第一項の認可を受けた地縁による団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法 により、五十万円以下の過料に処する。 一　第十五項において準用する民法第七十条 又は第八十一条第一項 の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。 二　第十五項において準用する民法第七十九条第一項 又は第八十一条第一項 の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。	「地縁による団体」は共同活動を行う上で旧来からの地域に根ざした単位であり、不動産保有に限られている「地縁による団体」の権利義務を拡大して、地域の生活に必要な有償運送を「地縁による団体」の権利義務に加える。また、一定の規模を有する（概ね昭和の大合併前の町村単位程度）「地縁による団体」が当該区域内及び当該地区内から最寄りの駅または路線バスなどバス停留所への運送を基本とした市町村運営有償運送と同等の自家用有償運送を可能とする。	「地縁による団体」が交通空白地域における有償運送を行うことで、地域が主体となって公共交通不便地域の解消を図る。 バス事業者が運行してきた路線バスが廃止された後、その対策として各戸で定額負担をして地域が主体となって無償送迎を行っている地区がある。自主的に必要な運行管理を行うことで現在まで事故等は無いが、運行を継続し続けるにあたっては利用者から運賃負担を願う必要がある。そのために、「地縁による団体」へ市町村有償運送と同等の許可を与える。 ・提案理由 民間事業者が運行する路線バスの廃止によって公共交通の便がなくなった地域への手立てとして、市は廃止代替バスの運行などを行っているが、従来どおりの運行形態であるため路線の維持には地域が自らの利用が必要であるとの意識高揚につながっておらず、利用者は減少の一途であることから現行の方式での路線維持は困難になっている。また、平成16年の合併前の町村単位で市が運行している有償運行についても同様であり、かつ、運行方式の差異は住民間の不公平感を募らせている。この解決を図るため、地域の相互扶助機能を活用した地域参画型の運行形態を構築したい。現在、地域が主体となって無償運行を実施している地域があり地域参画型の運行形態の1つとして市も支援している。しかし、利用者から運営経費を徴収できないことから将来に亘って運行を継続することが難しい。NPOにおいては過疎地有償運送が可能であるがNPOは生活のまとまりとしての地域を基礎としたものとは必ずしも方向性が一致しない。この解決方法として、旧来の生活のまとまりである町村（概ね昭和の合併前の町村）を単位とした地縁による団体を設けている地域に対して、車両の所有と市町村有償運送に準じた有償運送を可能とする。 ・過去の提案における課題の解決方法等（案） 現在、地縁による団体は不動産の権利保有を目的としているが、この目的を広く財産の保有を目的とすることにより、財産として車両の保有管理を可能とする。また、運行管理等は道路運送法79条許可と同様の運行及び整備要件を課することで適切な運行管理が可能と考える。	C	Ⅰ	認可地縁団体の制度は、不動産に関する争いを防止する必要性から権利能力を付与することを目的とし設けられたものであることから、地方自治法第260条の2の規定により不動産または不動産に関する権利等を保有しない地縁団体にまで法人格の取得を認めるものではないところ。なお、平成１４年に中間法人法が施行されたため、構成員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、営利を目的としない団体についても法人化が可能となり、地縁団体の法人格の取得についても同法により認められているところ。ご指摘の車両運送法に関する部分の回答については、道路運送法を所管する国土交通省においてなされるものであるところ。	道路運送法上、「地縁による団体」が、例えば車両を保有しない方式（リース等）により有償運行の運行主体となるべく必要な措置がなされた場合は、地方自治法上問題ないという理解でよろしいか。（国交省からはF回答が得られているところ。）		E	－	地方自治法において規定する「地縁による団体」はいわゆる自治会、町内会等の地域的な共同活動を行っている団体のうち、不動産または不動産に関する権利等を保有する地縁による団体に対し法人格の取得を認めるものであり、それ以外の「地縁による団体」を広く規定しているものではないところ。よって、道路運送法上のいわゆる「地縁団体」の位置付けについては、まずは当該法律を所管する国土交通省において検討されるべきものであり、具体的な位置づけがなされた上で地方自治法上問題がないかについて判断がなされるべきもの。			E	－			1 0 3 3 0 1 0	伊賀市	三重県	総務省 国土交通省
040130	バイオディーゼル燃料使用に係わる地方税法の適用緩和と手続の簡素化	地方税法第700条の22の2 同法施行規則第18条の13 同法施行規則第18条の14 同法施行規則第18条の16	軽油製造者等及び自動車の保有者は、軽油を製造する場合等においては製造等の時期、数量、製造する炭化水素油の用途などの事項を定めて、製造等を行う場所の所在地の都道府県知事の承認を受けなければならない。 軽油製造者等は、製造等を行う日前10日までに承認申請書に過去における炭化水素油の製造の状況、軽油引取税に係る納入金の納入又は軽油引取税の納付の状況及び炭化水素油の製造又は貯蔵の用に供する施設又は設備の詳細を記載した書面を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。	本市では、環境保全を主眼として、公用車、公共交通機関（第3セクター北条鉄道）のバイオ系燃料による運行を目指している。 ~~地方税法第700条の6に定める事業者がバイオディーゼル燃料（BDF）を使用する際の、同法の「軽油引取り税のみなす課税（同法第700条の4）」の適用緩和を求める。~~ ~~及び、~~BDFと軽油を併用することにより、結果として「軽油の製造（同法第700条の2の第2項、第700条の22の2第1項第2号）」とみなされることに関し、同法の「製造等の承認を受ける義務等」の手続の簡素化について、措置（申請・報告の対象期間を‘その都度’から6ヶ月あるいは1年間の‘一定期間’とする、若しくは‘計画書の提出と報告’による）を要望する。 現行の法令とその運用手順の基では、上記2点についての対応が成されなければ、地球環境保全を意図する事業者が化石燃料をバイオ系燃料にシフトしようとしても、実現しえない。 ※　一部検討対象外	本市は、平成17年にバイオマスタウン構想を策定し、環境に配慮した街づくりの実現を目標としている。市民の環境に対する意識の向上と啓発のため、地球環境保全のために、加西版循環型社会のモデル（加西版モデル[菜の花栽培（環境学習）→食用油→小中学校給食への利用（地産地消）→廃食用油の回収→BDFの精製→公用車・北条鉄道での燃料使用（公共交通機関の維持、市民の交通手段の確保）＝地球温暖化の防止に貢献]）の早期実現を目指し、事業化を進めている。〈添付資料参照〉 北条鉄道において運行する車両の燃料としてBDFを使用するにあたっては、~~①地方税法の「軽油引き取り税のみなす課税」の適用、~~②地方税法の「製造等の承認を受ける義務等」の運用手順が障害〈添付資料参照〉となり、現行法令を遵守し、現行の運用手続をそのまま踏まえるとすれば、地方鉄道の経営上の財政的問題とも相まって、その使用が事実上不可能である。 鉄道事業者ほか、地方税法第700条の6に定める事業者がBDFを使用できるよう措置を求める。 なお、本市における同事業による地球温暖化防止上の効果として188トン－CO2／年の削減効果となる。本提案に基づく、規制緩和が実施されると、全国規模におけるBDF化事業が益々盛んになり、（現在4000KL・10,480トン－CO2）日本の国際公約6%削減にも貢献することが期待できる。 ※　一部検討対象外	C	Ⅲ	軽油引取税については、不正軽油が大きな問題となっていることから、これまでも脱税防止対策の強化を累次行ってきたところ。 特に、混和により軽油を製造する場合においては、不正軽油による脱税防止の観点から、厳格に対応する必要があり、今回の要望は認められない。	貴省の不正軽油に対する問題意識は理解できるが、『京都議定書目標達成計画』（平成17年4月28日閣議決定）に「地域のバイオマス資源・・・（中略）を効率的に地産地消し、地域全体で省CO2化を目指す」とあるとおり、政府として地球規模の環境対策が求められており、何らかの対応が求められている状況である。 総務省においてもバイオディーゼル燃料の普及に向けた軽油製造に係る手続きの簡素化を検討することは、環境対策としては有用だと考えられるので、再度検討し、回答されたい。		C	Ⅲ	納税手続きに係る納税者・課税庁双方のコスト削減の必要性については、当省も十分認識しているところであるが、一方、手続きの簡素化については、不正軽油による脱税の懸念という限界があることを理解されたい。現状では、要望の手続きの簡素化は認められない。なお、制度上承認の手続きが不要な場合もあるので、手続きの詳細については、管轄の県税事務所に相談されたい。			C	Ⅲ			1 0 4 9 0 1 0	加西市	兵庫県	総務省
040140	地方税徴収業務の民間開放（徴収関連業務）	地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条、158条の2 地方税法第66条ほか	公共サービス改革基本方針（平成18年12月22日閣議決定）に基づき、総務省自治税務局長通知（平成19年3月27日）などで民間委託の先進的な取り組み事例を示し、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進しているところ。	地方自治法、地方自治法施行令、地方税法その他法令の改正において、公金の徴収若しくは収納の権限についての規制緩和措置を設けていただきたい。	地方公共団体では、各種税および国民健康保険税（料）の滞納率が上昇傾向にある。さらには、2007年問題に見られる職員数の低下への対策として、事業のスリム化へが進められている。このような状況の中で、各団体では管理職の戸別訪問等の滞納対策を実施しているが、高い効果が見込まれていない。 このような状況の中で、収納率向上を図る改善策として、地方税法上の「督促」行為の民間開放を提案する。 これにより、収納率の向上と2007年問題への対策が見込める。	C	Ⅰ	地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の慫慂行為（電話、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ）や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁じられていない。 ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本要望事項を実施するに当たり、地方公共団体が民間委託の履行状況をチェックする仕組みを設ける等の工夫を検討することにより、公平性は確保されるものと考える。	C	Ⅰ	公平性の確保の観点というよりは、公権力の行使かどうかが重要である。 地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。			C	Ⅰ			1 0 7 3 0 5 0	㈱アイネス	東京都	総務省 法務省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040140	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への質問検査・差押の各権限の民間事業者への授権	地方自治法第243条 地方自治法施行令第158条、158条の2 地方税法第66条、第68条ほか	公共サービス改革基本方針（平成18年12月22日閣議決定）に基づき、総務省自治税務局長通知（平成19年3月27日）などで民間委託の先進的な取り組み事例を示し、ノウハウを有する民間事業者の更なる活用を推進しているところ。	①税目により異なるが、市町村税を例とすれば、 地方税法第298条（質問検査権）、第329条（督促）、第331条（差押、交付要求、参加差押）、第333条・国税徴収法141条（滞納処分に関する質問検査権）について、民間にも授権できる旨の規定を置く。 ②督促状において、民間による調査を拒絶し、捜索権限まで有する徴税吏員による滞納処分を選択することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したものとして扱う。 ③民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法第141条二～四までとし、滞納者本人への調査及びこれに伴う差押は授権しない（なお、必要であれば国税徴収法施行令第十三条第一項の特殊関係者への調査・差押も除く）。これにより、滞納者本人への直接接触を回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職権濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できることとなる。	地方税徴収業務では徴税費用が増嵩し、また近年は時効欠損を漫然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。 時効中断には主として督促か差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者に差押権限までを授権すべきである。 ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員にのみ授権され、民間への授権は困難である。 しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない（その証左に、非公務員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授権する立法例が20事例以上も存在する）。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その剥奪ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではなくとも、督促・質問検査・差押の民間授権は可能なはずである。 罰則付調査権を根拠に民間授権を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権であるし、罰則は最判昭45.12.18によれば公務執行妨害罪の補充的規定とされるが、本体たる公務執行妨害罪は民間事業者でもみなし公務員規定で成立しうるところ、補充的規定は民間不可というのは、判例との整合性に疑問がある。 なお、本人（黙示）同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授権にあたっては当然ながらスキームの工夫を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。	C	Ⅰ	地方税の徴収業務のうち滞納者に対する納税の慫慂行為（電話、臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ）や催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務については、現行法上民間委託は禁じられていない。 ただし、地方税法上の「督促」、滞納処分のための「質問・検査」、「差押」等については、公務員の中でも徴税吏員に限定して認められている公権力の行使そのものであり、租税の性格上、民間委託等になじまないものと考えられる。			C	Ⅰ				C	Ⅰ			2 0 0 1 0 1 0	市場化テスト推進協議会	東京都	総務省 法務省
040150	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証票の発売の要件緩和	地方財政法第32条 当せん金付証票法第4条 刑法第187条	発売主体は、都道府県及び政令都市となっている。 富くじを発売した者は、2年以下の懲役又は150万円以下の罰金に処する。	「まちづくり」を目的とした地域基金の原資としての当せん金付証票の発売を可能とする為、当せん金付証票法第4条の都道府県や政令指定都市の他、当せん金付証票の発売可能な地域の要件緩和を求める。	地域基金の原資として、鞆の伝統ある「富くじ」を伝統祭事の「お弓神事」をアレンジして復活させ、当選金の支払いは、地域通貨で行う。地域基金使用用途は、①台風、地震、津波等の天災後の復興支援②若者、新規定住者用の住宅取得、改修用低利、無利子貸付③地域産業振興用低利貸付④町並み保存⑤高齢者介護福祉（地域老人への配食サービス、グループホーム、医療介護施設の経営）⑥子育て支援（共稼ぎ夫婦の為の託児サービス、情報誌作成）⑦環境保全、改善、自然との共生（不用品のリサイクル、生ゴミの堆肥化、ゴミ5Rの推進）⑧都会と地方の交流⑨生活支援等（コミュニティバス、タクシーの運行、買い物代行等） 提案理由： 鞆町の伝統的な町並みや港湾施設等が調和した風景は、日本人の心の原風景であり、歴史を将来に渡って体感する、豊かな遺産でもあり、新しい創造へのよすがともなる、有形、無形の現在進行形の歴史的文化財の「ともらしさ」となっている。それと同時に、鞆町は少子高齢化、過疎化、歴史的建造物の老朽化、防災、生活環境整備、産業振興、道路整備、有効土地利用等の多くの問題を抱えている。そこで、江戸時代に行われていた港湾整備等を目的とした「富くじ」を「まちづくり」を目的とした地域基金の原資調達の一つの手段として復活させ、諸問題を解決する資本とする事によって、地域資源をリサイクル、リプレイさせ、その収益を地域に還元させて行く事により地域間格差の是正が可能となる。 代替措置： 本提案の目的は、広く多くの人々に参加していただく地域特性を活かした「まちづくり」を実現する為の地域再生基金原資調達用の懸賞付寄付キャンペーンである。懸賞品は、日本円ではなく毎月10%減価する地域通貨である。今年福山市では、レジ袋の削減、環境美化活動への取組み等、誰でも出来る身近な活動を通じ、環境意識向上と、環境に優しい生活スタイルを目指し、地球環境保全や循環型社会形成を促進する事を目的にマイバッグ等の利用及び環境美化等に協力した人に対し、エコシールを発行した。応募カード（エコシールを貼ったもの）の抽選により賞品が当たる「懸賞付エコキャンペーン」を行った。これと同様である。又、地域文化や伝統を活用した観光事業にも資する行事でもあり、宝くじとは、目的や意義を異にするものである。規制は国民福祉向上の達成手段であり、特区は地域の特性に応じた規制を認める事と理解しております。	E	Ⅰ	宝くじは、地方財政資金を調達し、公共事業等の公益的事業に活用することを目的とするものであり、できるだけ広く一般住民に均てん化できるよう、刑法で禁止されている富くじの例外として、原則として広域的な行政主体である都道府県と指定都市のみにその発売権限を認めてきたもの。 また、市町村が宝くじを発売することについては、上記の宝くじの発売の趣旨や歴史的な経緯も踏まえ様々な検討が行われた結果、現在は、市町村振興宝くじ（サマージャンボ、オータムジャンボ）を発売することとし、その収益の活用方法等については、各県単位で市町村が自ら決定し、市町村のために効率的に活用されているところ。したがって、既に市町村が宝くじを発売するのと同様の結果が得られているもの。 今回のご意見にある「懸賞付寄付キャンペーン」であることと、ご提案の「当せん金付証票の発売主体の拡大」とがどのような関係にあるかが明らかではないのでコメントできない。なお、「富くじ」の発売については刑法において禁じられているところ。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	現在の宝くじ収益金の使用用途や損益計算書・貸借対照表の情報公開が不足している為、宝くじの購買動機が「射幸心」のみとなっているが、本提案の場合、使用用途は「まちづくり」のみである。又、徹底した情報公開によって説明責任を果たす事により寄付金として周知が可能であり、採算性は合う。寄付金であるが故に何人も損をしない。	E	Ⅰ	今回のご意見にある「寄付金」であることと、ご提案の「当せん金付証票の発売主体の拡大」とがどのような関係にあるかが明らかではないのでコメントできない。			E	Ⅰ		鞆の浦り・サンライズプラン	1 0 2 3 0 4 0	個人	広島県	総務省 法務省
040160	「自立型自治特区」について（地方財政法第5条の緩和）	地方財政法第5条	地方債を起こすことのできる経費は、建設事業費等一定の場合に限られている。	実質公債費比率などの財務指標が一定水準以下の団体で市民サービスの向上を図るため、多額の経費がかかる場合に限り、建設事業以外の経費に地方債を充てることができるよう地方財政法第5条の緩和を提案する。	○実施内容 建設事業以外の経費に地方債を充てるもの。 （事業例1）小中学校全教室における冷暖房機の設置（単年度の財政負担を軽減するためリース契約を締結する方向） （事業例2）情報分野のシステムの老朽化に伴う改修費用（委託料等）〔レガシー改革〕 ○提案理由 本市では、従来より人員の削減やICTの活用による事務の効率化を図るとともに地方債の現在額の縮減など行財政改革に積極的に取り組んでいるところです。平成18年度決算では、経常収支比率は86.4%と高い比率となっておりますが、実質公債費比率は8.8%、起債制限比率は6.9%となるなど債務の縮減に努めてまいりました。 しかしながら、今後、保健・医療・福祉の増大により扶助費の増大、特に、保育児童の増大による保育園の待機児童の解消など行政需要は増大するとともに、都市基盤の維持更新に多額の財源が見込まれております。 たしかに、三位一体の改革により自主財源は増加しておりますが、その増加を超える行政需要が生じているのが現状です。 このような背景から、地方債の活用は、地方公共団体にとって非常に有効な財源と言えます。 そこで、実質公債費比率などの財務指標が一定水準以下の団体で市民サービスの向上を図るため、多額の経費がかかる場合に限り、建設事業以外の経費に地方債を充てることができるよう地方財政法第5条を緩和していただきたく構造改革特区の提案をさせていただくものです。	C	Ⅰ	地方債は後年度の財政負担をもたらすものであることから、安易に財源を地方債に求めるような財政運営は適当ではないとの観点から、地方財政法第5条において、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないとされている。 その上で、地方債を起こすことのできる経費は、地方財政法第5条各号に規定されているが、公共公用施設の建設事業費等については、事業の執行によって経済発展がもたらされ将来の地方税の増収が期待され償還財源が確保されること及び事業効果が後世の住民に及び負担の年度間調整を図ることが必要と認められること等から、地方財政法第5条において適債経費とされているところ。 維持修繕費のように、本来一般財源で賄うことが適当と認められる経費については、性質上、後年度の住民に負担させることが適当でないため、適債経費外とされているところ。 したがって、住民負担の世代間の公平の観点からは、現在における各地方公共団体の財政状況の良し悪しによって、地方公共団体が負担する債務として適当かどうかの判断を異ならせることはできない。			C	Ⅰ				C	Ⅰ			1 0 5 6 0 1 0	市川市	千葉県	総務省
040170	未成年者投票	公職選挙法第9条及び第58条	・日本国民たる年齢満20歳以上の者は国政選挙の選挙権を有し、更に引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する社は、その属する地方公共団体の選挙権を有する。 ・選挙人、投票所事務従事者等でなければ投票所に入ることができない。	我国のあらゆる選挙投票日において、満10歳以上19歳以下の未成年に、投票を実施させる。但し、その数字は、公表されるのみで、選挙結果には反映しない。	若者の政治離れがいわれて久しい。そこで、小学5年生になったら、投票を実施させる。これにより、実際の選挙を体験させ、政治に関心をもたせる。又、彼等の親も当然、選挙へ行くことになり、投票率は上がる。さらに、政治家は、子供にもみられている、という事を意識せざるをえず、その行動がより進歩する。	C	Ⅰ	選挙権年齢の問題については、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討されるべき事柄である。 また、選挙人でない者が投票所に入ることについては、投票の秘密の保持、投票所の秩序の維持等の観点から問題がある。			C	Ⅰ				C	Ⅰ			1 0 0 2 0 2 0	個人	三重県	総務省
040180	政治資金銀行の創設	政治資金規正法 公職選挙法	政治資金規正法上、政治活動の自由を尊重する観点から、一定の簡易な届出により政治団体を設立することができ、その政治団体に対し、個人は、政治資金規正法上の制限の範囲内で、政治活動に関する寄附をすることができる。 また、政治団体の政治資金の収支については、政治資金収支報告書により公開され、使途は明らかにされる。 さらに、選挙運動費用について、一定のものについては、公費により負担する制度が設けられている。	政治にかかる費用を国民が自由に寄付し、政治家はその使途理由を明確にし、引き出す事が出来る。	国政から、都道府県各自治体まで、政治家個人の口座、各政党の口座を作成。国民は自ら、寄付をする事が出来る。但し、寄付の際には、氏名、あるいは会社名を記入しなければ、ならない。また、引き出す政治家あるいは政党は、その使途理由を明らかにしなければならない。政治家が、その使命を終えた時には、その口座は、国庫金、あるいは、各都道府県自治体の基金となる。又、初めて選挙に出ようとする者について、政治資金銀行は、その選挙費用において貸付を実施できる。この制度により、貧困者でもその志の熱く正しい者については、審査の上、立候補が可能となる。	E	－	政治資金規正法上、政治活動の自由を尊重する観点から、一定の簡易な届出により政治団体を設立することができ、その政治団体に対し、個人は、政治資金規正法上の制限の範囲内で、政治活動に関する寄附をすることができることとなっている。 また、政治団体の政治資金の収支については、政治資金収支報告書により公開され、使途は明らかにされることとなっている。 さらに、選挙運動費用について、一定のものについては、公費により負担する制度が設けられている。			E	－				E	－			1 0 0 2 0 3 0	個人	三重県	総務省
040190	選挙時における期日前投票期間を投票期間とし宣誓書を廃止する	公職選挙法第44条及び第48条の2 公職選挙法施行令第49条の8	期日前投票をしようとする場合は、期日前投票事由を申し立て、かつ、当該申し立てが真正であることを誓う旨の宣誓書を提出しなければならない。	1 「期日前投票期間」を「投票期間」に改め、「選挙期日」を複数日とする 2 期日前投票時の宣誓書を廃止する	当市は、期日前投票の投票率が埼玉県内において第1位の市です。これは、期日前投票の投票所を市内に2箇所設けるなど有権者が投票しやすい環境を整備しているためだと思われます。 国ではこれまでに不在者投票の制度を改め、投票した段階で確定される期日前投票制度を設けて、有権者がより投票しやすい環境を整備してきたものと考えますが、期日前投票期間を「期日前」ではなく、正式な「投票期間」とすることにより、投票の呼びかけがよりしやすくなり、有権者も気軽に投票所に足を運べるようになり、更なる投票率のアップが期待されるのではないかと考えます。 また、期日前投票期間を正式な投票期間とすることにより、宣誓書を廃止することができ、投票者の投票時のわずらわしさを解消することができます。 そのため、当市では、投票日当日・投票所投票主義の例外措置として、公職選挙法第31条～第34条の2及び第48条の2によらず「期日前投票期間」を「投票期間」に改め、「選挙期日」を複数日とすることを提案するとともに、公職選挙法施行令第49条の8による期日前投票時の宣誓書の廃止を併せて提案します。	C	Ⅰ	選挙人は、選挙の当日、自己の属する投票区の投票所に行き、選挙人名簿又はその抄本の対照を経て投票しなければならず、原則として、当日投票所投票主義がとられている。 この例外が期日前投票であるが、例外である以上、選挙の当日に投票できないと見込まれる事由が必要であり、これを確認するため、宣誓書の廃止は困難である。 なお、選挙期日を複数日とすることについては、現行の公職選挙法全体の基本的な構成と相容れないため、採用できない。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	選挙期日を複数日とすることが採用できないのであれば、下記の方法により、宣誓書を廃止することが可能と思われる。 選挙受付事務は電算化により本人確認が容易にできる体制にあるため、選挙の当日に投票できないと見込まれる事由の確認は、現在導入している入場券を「当日投票所・期日前投票所入場券」としたうえで、有権者が入場券を受付係に提出し本人確認する際に有権者本人がその事由を口述し、受付係が記録する。	C	Ⅰ	宣誓書は、選挙の当日に期日前投票の事由に該当することの証明に代えて宣誓するものであり、本人の宣誓でなければならない。			C	Ⅰ			1 0 1 3 0 1 0	北本市	埼玉県	総務省
040200	公職選挙法第151条の5の改正	公職選挙法第151条の5 公職選挙法施行令第111条の4	衆議院議員,参議院議員又は都道府県知事の選挙においては、選挙運動の期間中日本放送協会及び総務大臣が定める一般放送事業者のラジオ放送又はテレビ放送の放送設備により、公益のため、その政見を無料で放送することができる。	地方自治体の長及び議会議員の選挙に関し,特定自治体内の放送権を持つケーブルテレビを活用した政見放送を可能とする。	地方の時代と言われる昨今,今後の生き残りをかけた地方自治体の未来は,地方自治体の首長選挙や議会議員選挙においても,政見公約による選ばれる選挙へと転換していくことが求められている。 このためにも,広く多くの有権者に対し,自らの掲げる政見公約を訴える手段として,特定自治体内の放送権を有するケーブルテレビを活用するものである。	C	Ⅰ	ケーブルテレビを活用した政見放送については、選挙運動のあり方にかかわる問題であるため、まずは各党各会派で十分に議論される必要があると考える。			C	Ⅰ				C	Ⅰ			1 0 6 4 0 1 0	三次市	広島県	総務省
040210	永住外国籍市民に地方参政権を付与	公職選挙法第9条	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	永住外国籍市民に対して、草加市長選挙、草加市議会議員選挙の選挙権を付与する。 対象は、草加市に引き続き1年以上住所を有する年齢満20歳以上の者で外国人登録をし、次のいずれかに該当する者とする。 （1）出入国管理及び難民認定法別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者 （2）日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者	草加市では、市民協働によるまちづくりを進めており、永住外国籍市民についても地域社会のメンバーとしての責務を果たしていただいている。住民としての登録を行い、納税している永住外国籍市民は、地域の一員であり、当然、市政にも参加していただくべきと考えており、永住外国籍市民に市政への参政権を付与することとしたい。草加市の市議会においても「定住外国人の地方参政権を付与する特別立法の制定に関する意見書」を全会一致で可決するなど、永住外国籍市民に地方参政権を付与することについては、十分な市民のコンセンサスが得られている。 本特区案については、過去5度にわたり提案させていただいているが、その都度、「国会において議員立法により審議されているところ」で、「わが国の制度の根幹に関わる問題でもあり、国会の各党、各会派において十分に議論がなされる必要がある」との回答に終始しており、本提案を『特区』として取り上げることの意義等については、何ら見解も示されないまま推移している。 本特区案は、国の制度として全国的な実施を求めているものではなく、地域を限定した『特区』であることを考慮いただき、国会審議の膠着状態を打開するモデルケースとして実施させていただければ、特区としての意義も有効に果たせるものと考えている。	C	Ⅰ	永住外国人に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある（なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ。）。	右記提案主体からの意見は立法府に対する要請であるが、行政機関として、何らかの対応が可能であるか、回答されたい。	本提案は、当市において、市議会が全会一致により決議し、国に要望を行った経過を踏まえ、膠着状態にある国会審議の進展を図ることを意図している。重ねての意見となるが、国会においては、全国一律の実現を前提にその是非が審議され、膠着状態にあるものと思われる。だからこそ、特区として限定的に導入し、その成果を様々な見地から検証することを通じて、長年の懸案の打開を図ることの意義は極めて大きいと思われる。事務レベルで封殺されることなく、国会の場で本件が審議されることを強く望むものである。	C	Ⅰ	永住外国人に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある（なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ。）。			C	Ⅰ			1 0 8 2 0 6 0	草加市	埼玉県	総務省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事案の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040210	公職選挙法第9条第2項の改正	公職選挙法第9条	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	一定の要件を満たす永住外国人への地方選挙権を付与する。	永住外国人に地方参政権を認めることは、地方分権型の行政システムへの転換に対応した、新たな役割を担うにふさわしい地方行政体制を推進するものと考える。また、地方のことは地域に住む住民が自主的に決定することが好ましく、地域主権を確立し、人々が支え合い協働のまちづくりを進めるためには、同じ地域で共に暮らす外国籍市民の参画は必要不可欠である。 自主・自立の観点からも地方選挙のあり方について地方の裁量で決定することが、本来あるべき姿であり、特区提案により本市がモデルケースとして一定の要件を満たす外国籍市民の参政権を付与することを求める。	C	I	永住外国人に対する地方選挙権の付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある（なお、国会において議員立法による法案として審議されているところ。）。			C	I					C	I			10640200	三次市	広島県	総務省
040220	公職選挙法第9条の改正	公職選挙法第9条	日本国民たる年齢満20歳以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	満18歳以上の市民への地方選挙権を付与する。	18歳選挙権は世界の趨勢であり、日本の国際化を進めるためには選挙年齢を見直すことが必要である。国においては本年5月14日成立した日本国憲法を改正手続きに関する法律（国民投票法）には投票権の対象を満18歳以上とすることなど、国においても選挙権20歳以上とする公選法の見直しを検討する付帯決議もされている状況にある。 また、本市では、地方主権を確立するため、自主・自立・自治のまちづくりを進めるとともに、50年後、100年後の未来の三次市民に地域を引き継ぐために、重要課題である子育てや教育分野に力を入れた政策を展開しており、選挙権年齢を満18歳まで引き下げることにより、地域の主要な担い手である若年世代に対して政治参加の門戸を開き、過疎・少子高齢問題を抱える本市において、市政に若年世代の意見を反映することで、特色ある「まちづくり」を更に活性化させることを目的とする。	C	I	日本国憲法の改正手続に関する法律附則第3条において、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができることとなるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされているところであり、選挙権年齢の問題については、この規定に基づき、民法上の成人年齢や刑事法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事柄である。			C	I					C	I			10640300	三次市	広島県	総務省
040230	選挙における投票方法の規制緩和	公職選挙法第46条及び第46条の2	選挙人は、投票所において、投票用紙に公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称等又は一の参議院名簿届出政党等の名称等を自書して、これを投票箱に入れなければならない。 また、地方公共団体の選挙の投票については、条例で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、投票用紙に氏名が印刷された公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人に対して、投票用紙の記号を記載する欄にその記号を記載して、これを投票箱に入れる方法によることができる。	公職選挙法第46条、46条の2に定められている、投票の際の候補者氏名の自書又はその記号を自書して投票箱に入れる方法について、規制緩和措置を講じられたい。	当該規制を緩和することにより、マークシートでの投票や、インターネットを介したWeb画面からの投票が可能になる。 そのように投票方法を変更することで、選挙結果の集計時間の短縮が可能になり、開票にかかる時間コストを大幅に削減できると考えられる。 特に、インターネット を介した投票を実現させることで、下記の恩恵を受けられると考えられる。 ・投票または開票時の人的コスト削減。 ・投票率の向上。	C	I	既に地方公共団体の選挙における投票については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律により、条例で定めるところにより、投票所において電磁的記録式投票機を用いる方法によることができることとされている（なお、国会議員の選挙についても電磁的記録式投票機を用いて投票することができるよう、国会において議員立法による法案として審議されているところ。）。 なお、インターネット投票については、投票情報のセキュリティの確保や、ネットワーク上で確認できる本人と実際に投票を行った者との同一性の確認（個人認証）、第三者による立ち会いがないので、自由な意思による公正な投票環境の確保などの大きな課題がある。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	マークシート投票については、規制緩和を行うにあたり問題はございますでしょうか？マークシート投票であれば現行事務の大幅な変更を行わずに、開票にかかる時間やコストを大幅に短縮できると考えます。	C	I	投票の方法については、これまでも国会において議論が行われており、法律で自書式又は記号式（地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の投票に限る。）による投票方法をとることとされているところ。 なお、既に地方公共団体の選挙における投票については、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律により、条例で定めるところにより、投票所において電磁的記録式投票機を用いる方法によることができることとされている（なお、国会議員の選挙についても電磁的記録式投票機を用いて投票することができるよう、国会において議員立法による法案として審議されているところ。）。			C	I			10730110	㈱アイネス	東京都	総務省
040240	選挙事務における投開票関連業務に関しての規制改革	公職選挙法第37条、第38条、第39条、第61条、第62条及び第63条他	投票に関する事務及び開票に関する事務については、選挙管理の直接担当機関としての選挙管理委員会がその任に当たることとされている。	投開票関連業務に関して、官民競争入札等の規制緩和措置を設けて頂きたい。	国政選挙の投票は、現在自書式であるため、投開票関連業務に多くの時間とコストがかかっている。 これを規制改革と官民競争させることにより、コストの削減・住民サービスの向上・投票率のUPが期待できる。	C	I	投票に関する事務及び開票に関する事務は、都道府県及び市町村長から独立の立場にある合議制の執行機関たる行政委員会である選挙管理委員会がその任に当たることとされ、選挙の管理執行に関しての政治的中立性の確保が期されており、民間委託になじまないものと考えられる。	過去の選挙においても、開票事務等に派遣社員や臨時職員が活用されていると理解している。よって、現状において、派遣職員や臨時職員が事務作業を行える範囲を明確にするよう再度検討し、回答されたい。		C	I	市町村の選挙管理委員会（投票に関する事務については投票管理者、開票に関する事務にあっては開票管理者）の指揮監督の下、投開票事務に従事する者は、例えば、派遣職員や臨時職員であっても差し支えないが、投票に関する事務及び開票に関する事務については、市町村の選挙管理委員会及びその委任した投票管理者、開票管理者が処理することとされており、市町村の選挙管理委員会以外の機関や団体に一括して委ねることは、選挙の公正を確保する観点から困難である。			C	I			10730220	㈱アイネス	東京都	総務省
040250	選挙運動時の文書図画の掲布・掲示に関するホームページの活用について	公職選挙法第142条、第143条及び第144条	選挙運動のために使用する文書図画については、法令に規定されているほかは、頒布することはできない。	公職選挙法第142条、143条、144条において、国や地方自治体の指定されたサーバ箇所に、ポスターやビラと同等レベルの情報をホームページで掲示したり、候補者の政見放送をダウンロードできる等の規制緩和措置を設けて頂きたい。	現在の選挙制度では、候補者を判断する際に街頭演説や演説集会所に行ったり、政見放送を聴く等の限られた手段や時間のみでしか情報を得られないため、忙しい有権者がどの候補者に投票するかを決める材料が得られにくい。 これを国や地方自治体の指定されたサーバ箇所に、ポスターやビラと同等レベルの情報をホームページで掲示したり、候補者の政見放送をダウンロードできる等の規制緩和措置を行う事によって、有権者が候補者を決定する情報を得られやすくなる等の住民サービスの向上効果が期待できる。	C	I	選挙運動におけるインターネットの活用は、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本要望事項に対する回答は、公職選挙法上において規制緩和措置を設けることは問題ないという理解でよろしいでしょうか？	C	I	選挙運動におけるインターネットの活用は、選挙運動のあり方にかかわる問題であり、まずは国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある。				C	I			10730300	㈱アイネス	東京都	総務省
040260	地方公共団体の選挙管理委員会の事務局業務に関して官民競争入札等の実施	地方自治法第180条の3、第181条及び第191条 公職選挙法第6条及び第19条	地方公共団体の選挙管理委員会においては、書記その他の職員の必要制がとられており、書記その他の職員は選挙事務の管理等（選挙人名簿の調製及び選挙啓発を含む。）の選挙管理委員会に関する事務に従事するなお、選挙人名簿の調製は、市町村の選挙管理委員会に関する事務である。）。 また、地方公共団体の長は、選挙管理委員会と協議して、その補助機関である職員を選挙管理委員会の事務に従事させることができる。	選挙管理委員会事務局の業務に関して、官民競争入札等の規制緩和措置を設けて頂きたい。	選挙管理委員会の事務局は、公正な選挙を行うため各自治体ごとに独立した機関として設置されているが、年にあっても数回程度の選挙のために、貴重な職員を常駐させることは効率が悪い。具体的には、①公職選挙法に定める各種選挙の執行管理　②選挙人名簿の調製に関すること　③有権者に対する啓発　等を民間に委託することは可能であると考えられる。 これを官民競争させることにより、サービスの向上（選挙執行方法や啓発の見直し）とコスト削減（事務局の人件費等）が期待できる。	C	I	地方公共団体の選挙事務の管理等（選挙人名簿の調製及び選挙啓発を含む。）は、都道府県及び市町村長から独立の立場にある合議制の執行機関たる行政委員会である選挙管理委員会がその任に当たることとされ、選挙の管理執行に際しての政治的中立性の確保が期されており、民間委託になじまないものと考えられる。 また、地方公共団体の選挙管理委員会は、事務量が急激に増加する選挙執行時及び選挙人名簿の調製時等において、地方公共団体の長の補助機関である職員の応援を求めることができ、書記その他の職員の必置制は常時啓発事務のための最小限度の機構の整備を図るものである。	選挙管理委員会において、派遣職員や臨時職員が事務作業を行える範囲を明確にするよう再度検討し、回答されたい。 また、右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本要望事項を実施するに当たり、地方公共団体が民間委託の履行状況をチェックする仕組みを設ける等の工夫を検討することにより、中立性は確保されるものと考える。 また、事務量が急激に増加する選挙執行時及び選挙人名簿の調整時等における人員調整は、より柔軟に対応できる民間に委託することで効率性と費用効果が向上すると考える。更に、常時啓発事務についても、多用な啓発ノウハウをもった民間へ委託することで、住民の政治に対する関心が高まる可能性は高いと考える。	C	I	選挙事務の管理等は、正確かつ公正な手続が求められ、各選挙の手続に瑕疵があってはならないものであるため、そもそも「履行状況」という考え方にむじまず、民間委託になじまないものと考えられる。 選挙人名簿の調製については、投票の可否に関わるものであり、最も厳格かつ正確な執行が求められるという業務の特殊性から、民間委託にはなじまないものと考えられる。 常時啓発に関する事務については、選挙管理委員会がその任に当たることとされているが、そのうち広報活動が主となる事業については、選挙管理委員会の判断により、民間委託を行うことも可能である。			C	I			10730400	㈱アイネス	東京都	総務省
040280	他の法律専門職に行政書士業務の取扱いを認める	行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2、第1条の3、第2条	第一条の二　行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。 2　行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。 第一条の三　行政書士は、前条に規定する業務のほか、他人の依頼を受け報酬を得て、次に掲げる事務を業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。 一　前条の規定により行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について代理すること。 二　前条の規定により行政書士が作成することができる契約その他に関する書類を代理人として作成すること。 三　前条の規定により行政書士が作成することができる書類の作成について相談に応ずること。 第二条　次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。 一　行政書士試験に合格した者 二　弁護士となる資格を有する者 三　弁理士となる資格を有する者 四　公認会計士となる資格を有する者 五　税理士となる資格を有する者 六　国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して二十年以上（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条に規定する者にあつては十七年以上）になる者	行政書士登録をしていない他の法律専門職に一定期間行政書士業務を行なわせる	法律専門職である弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士が、行政書士登録をせずとも行政書士の独占業務を行なうことを一定期間試験時の実施する。 （提案理由） 1．行政書士法制定当時の地方行政委員会議事録によると、行政書士法第1条の2、第1条の3に規定されている行政書士の業務としては、「忙しい」又は「字が書けない」というような国民の代わりに出生届けなどを出すことなどが考えられていた。したがって、その専門性はほとんど無い、若しくは薄く低いと言える。 2．行政書士資格には、特に専門性が求められているわけではないので、税理士等と同様に国家試験を合格し、国民の権利義務に関わる業務を行なっている社会保険労務士、司法書士、土地家屋調査士を第2条の有資格者の範囲にいれても何ら問題はない。 3．他の法律専門職が固有の業務に附随する行政書士業務を行政書士登録なくおこなうことは国民の利便に俗する。	C	I	行政書士の業務は、国民の権利義務に深く関わることから、行政書士試験に合格した者などが行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってその業務を行うことを認めることとしたものである。 現行においても、弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士が行う業務について一定の知識及び能力を有していることから、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めているところであるが、上記の趣旨を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。			C	I			10260110	個人	京都府	総務省

管理コード	要望事項 （事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
040290	士業の規制緩和と再構築	行政書士法第1条の2、第19条	（業務） 第一条の二　行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。 2　行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。 （業務の制限） 第十九条　行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一条の二に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。 2　総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるときは、あらかじめ、当該手続に係る法令を所管する国務大臣の意見を聴くものとする。	司法書士・行政書士業務の規制緩和	各士業が、法定業務範囲の垣根を下げなければ広く社会の需要に対応できない。行政機関に生活保護を申請するのは行政書士の独占業務。されど司法書士が破産の申立書を作成し、破産宣告を受け、生活保護申請となった場合、司法書士は関与出来ない。規制改革すれば、一連の手続を一人の士業に依頼出来る。商業登記制度を含め、行政書士、司法書士両制度の職務範囲を利用者たる国民の目線で規制改革すべし。両制度の統合も良い。申請官庁が異なるだけの二つの書士制度は国民に混乱を招き不要だ。必要性を説くのは各士業の縄張り意識のみ。国民の利便の観点から検討することを要望する。	C	Ⅰ	行政書士の業務は、国民の権利義務に深く関わることから、行政書士試験に合格した者などが行政書士名簿への登録を受け、都道府県知事の監督を受けることとされ、かつ、行政書士会に入会し会員による自主的な指導及び連絡を行うこととされた場合に限ってその業務を行うことを認めることとしたものである。 現行においても、弁護士、弁理士、公認会計士又は税理士となる資格を有する者は、行政書士が行う業務について一定の知識及び能力を有していることから、行政書士試験に合格しなくても行政書士となることを認めているところであるが、上記の趣旨を踏まえれば、これらの資格を有する者も、行政書士の独占業務に属する書類の作成業務を行うに当たっては、行政書士名簿への登録を受けることが必要である。			C	Ⅰ				C	Ⅰ			1048010	個人	京都府	総務省 法務省
040300	特定小電力無線・小電力データ通信の出力規制緩和	電波法第4条 電波法施行規則第6条	一般に市販されている無線LAN（2.4GHz帯、5GHz帯）の空中線電力は0.01W以下	大樹町多目的航空公園周辺において，無免許で使用可能な特定小電力無線の出力制限を1ヶ月間程度の極短期間に限って緩和する．	大樹町多目的航空公園での飛行試験に係る規制緩和により地域活性化を図る． ①経済的・社会的効果：規制緩和により，当該地区における飛行試験が活発化し，試験のため訪れる航空宇宙関連研究機関の数が増すことで，試験支援関連産業，隊員宿泊等による地域経済の直接的な活性化の他，航空開発特区としてのイメージ向上に伴う観光客の増加も期待できる．　さらには，我が国の航空宇宙技術の基盤力が向上し，航空機産業の基幹産業化にも貢献する． ②地域の特性：大樹町周辺は海岸に近く比較的穏やかな気候で，飛行試験に適しており，航空宇宙開発の拠点とすべく，平成7年に町営多目的航空公園を設置，運用を開始した．平成9年には航空宇宙技術研究所（現宇宙航空研究開発機構）と協定を締結し，同研究所の実験用航空機を用いた飛行試験に航空公園を提供している．現在では，他の航空宇宙関連研究機関による飛行実験、ロケット打上げなどにも用いられ，飛行試験の一大拠点として重要な地位を占めている． ③現状の問題点：航空公園での小型無人機の実験領域の多くは5km～10km未満である．現在の小電力無線では安定した通信はできないが、市販の無線LANや無線モデムを改造することで通信距離を伸ばし安定した通信が可能になるが，許可されない．無線免許取得には長期間と高額の通信機器が必要で、実験に制約が出ている． ④これまでに発生した問題の例：無人実験機との大容量通信ができないため，実験に大きな制約．	E	Ⅲ	高出力の無線設備については、他の無線局との混信回避等の観点から免許を必要としているところです。ご提案の市販の無線LANを高出力化したものについても、実験局として個別に審査をした上で、特に問題がない場合には、申請から通常1ヶ月程度で免許を取得することが可能です。なお、０．０1Wを超える高出力のものを免許手続きなしで使用することは、規格内で使用されている他の方々への混信等の影響がでないことを検証する必要があることから認められません。			E	Ⅲ				E	Ⅲ		大樹航空特区	1068010	大樹町	北海道	総務省
040310	大樹特定実験局の創設	電波法施行規則第7条、平成19年総務省告示第358号（特定実験局が使用可能な周波数等）	総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設する実験局。	特定実験局制度の拡充の一つとして大樹特定実験局を創設，5年あるいは更新により更に長い期間同じ電波が使えるようにし，航空公園で通信機器を使用する複数のユーザーが利用可能な公共的な電波資源として大樹町が管理する．具体的な申請手順は現在の特定実験局制度と同等とし，同時に町へも申請する．航空公園のスケジュール管理＝電波の利用スケジュール管理は大樹町が行っていることから，利用者が町に対して電波の利用申請を行うことになっても，その負担は増えない．	大樹町多目的航空公園での飛行試験に係る規制緩和により地域活性化を図る． ①経済的・社会的効果：規制緩和により，当該地区における飛行試験が活発化し，試験のため訪れる航空宇宙関連研究機関の数が増すことで，試験支援関連産業，隊員宿泊等による地域経済の直接的な活性化の他，航空開発特区としてのイメージ向上に伴う観光客の増加も期待できる．　さらには，我が国の航空宇宙技術の基盤力が向上し，航空機産業の基幹産業化にも貢献する． ②地域の特性：大樹町周辺は海岸に近く比較的穏やかな気候で，飛行試験に適しており，航空宇宙開発の拠点とすべく，平成7年に町営多目的航空公園を設置，運用を開始した．平成9年には航空宇宙技術研究所（現宇宙航空研究開発機構）と協定を締結し，同研究所の実験用航空機を用いた飛行試験に航空公園を提供している．現在では，他の航空宇宙関連研究機関による飛行実験、ロケット打上げなどにも用いられ，飛行試験の一大拠点として重要な地位を占めている． ③現状の問題点：　最近では，無人機の飛行実験やロケット打上げなどの利用が増えている．この実験では通信リンクが必須で、各ユーザの責任で実験局を取得して用いている．しかし新規に周波数割当を得るのは困難で長期間を要している． ④これまでに発生した問題の例：通常の通信とは別に非常系が必要な場合、適当な電波がなく，複雑な安全ロジックを作ったり，特定小電力無線を使わざるを得ず実験領域を狭めるといった問題がある．	B-2	Ⅲ	特定実験局について、3～5年程度かかる技術開発等の実験も可能となるよう、電波を使用できる期間を最大2年間から最大5年間に延長する（全国的な措置として平成20年度第1四半期を予定）。 なお、要望中の「大樹町が管理する。」について、新たな制度を大樹町が創設するのであれば、電波利用者に対して規制強化になると考えられるが、特定実験局同士が混信を防止するために運用の調整を行った結果を踏まえ大樹町がスケジュールを管理するということであれば、電波利用者に制約を課さない限り、問題ないものと考えられる。	現行の特定実験局制度では、一定の条件の下、申請から免許取得までの期間が大幅に短縮されているほか、事後手続きも簡略化されていると理解しているが、電波を使用できる期間を最大2年間から最大5年間に延長しても、これらに変更はないという理解でよいか。		B-2	Ⅲ	現行の特定実験局制度における手続を変更せず、電波を使用できる期間を最大2年間から最大5年間に延長するものである。			B-2	Ⅲ		大樹航空特区	1068020	大樹町	北海道	総務省
040320	緊急自動車のサイレン音量下限の規制改革	・道路運送車両法（昭和26年法律第67号）第49条（緊急自動車） ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第231条（緊急自動車）	・道路運送車両法（昭和26年法律第67号）第49条（緊急自動車） 緊急自動車には、当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるものとして、警光灯の色、明るさ、サイレンの音量に関し告示で定める基準に適合する警光灯及びサイレンを備えなければならない。 ・道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第231条（緊急自動車） 緊急自動車に備える警光灯の色、明るさ、サイレンの音量、車体の塗色に関し、保安基準第49条第1項及び第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　（略） 二　サイレンの音の大きさは、その自動車の前方20mの位置において90dB以上120dB以下であること。この場合において、サイレンの音の大きさがこの範囲内にないおそれがあるときは、音量計を用いて次により計測するものとする。	現在緊急自動車のサイレン音は90デシベル以上120デシベル以下となっているが、その下限値を60デシベルにし、走行時の状況に対応しつつ、安全かつ迅速な緊急出動を行えるようにする。	緊急自動車については、現場若しくは搬送先に安全、迅速に到着できるよう、道路交通法において、様々な適用除外規定がある一方、緊急走行を実施していることを示すため、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけなければならないとされている。このサイレン音は、告示で定める基準に適合するものを備えなければならないとされており、その音量は、90デシベル以上120デシベル以下となっている。 しかし、救急車などの緊急自動車の出動時間は、早朝、深夜のことも多く、また草加市においては、出動先が一般住宅地であることが多い。住宅街での走行条件は、交通量の多い幹線道路での走行条件とは異なり、特に深夜の暗騒音は住宅街と幹線道路では格段な違いがある。90デシベル以上120デシベル以下と幅があるとはいえ、90デシベルの音量は騒々しい工場のレベルであり、120デシベルに至っては、飛行機のエンジン付近の音量と同等とされている。安全な走行の確保としても、深夜の閑静な住宅街などでは交通量も少なく、警告灯も併用していることを考えると90デシベルは必要ないものと思われ、逆に必要以上のサイレン音は付近の住民に不安感などを与えかねないものとなってしまう。 そこで、緊急車両のサイレン音について、国が定める音量の下限値を60デシベルとし、地方の独自の基準により音量を可変設定できるものとしたい。この措置によって、地域の実情、走行時の状況に対応した安全走行の履行とともに、付近の住民にも配慮した走行が可能となり、緊急活動への理解の増進にもつながると考えられる。	F	Ⅲ	ご提案のサイレンの音量の下限値を見直すことについては、深夜の住宅街など「他の交通」以外への考慮の必要性は理解します。一方で、サイレンは当該自動車が緊急自動車であることを他の交通に示すことができるよう、一定以上の音量が必要であると考えます。そのため、出来るだけ早期（平成20年度末まで）に結論を得ることを目途として関係者とその検討を進めるべき作業を開始します。	貴省の回答では「できるだけ早期（平成20年度）に結論を得ることを目途として関係者とその検討を進めるべき作業を開始します。」とのことであるが、関係者の範囲や今後の検討の場及び検討スケジュールを明確にされたい。 また、右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	前向きなご回答に感謝申し上げます。早期の実現に向け、積極的なご検討をお願い申し上げます。 なお、貴省ご回答について、全国一斉の実施に向けては何かと課題も多いと拝察されます。特区制度を活用いただき、特定の地域で限定的に実施し、検証の上、全国的対応へと進むという方法が有効かと思われますので、この点についても、ご検討をいただきますようお願い申し上げます。	F	Ⅲ	1. 緊急自動車（救急車）を使用する消防庁、緊急自動車の指定を行う警察庁及び緊急自動車のサイレンの基準を定める国土交通省を基本とした関係者により、平成20年から使用実態の調査等を開始する。 2. ご提案の懸案は、特定の地域だけの問題ではないと考えていることから、全国的な対策を講じることが適当と考えております。なお、特定の地域における対策と全国の対策で課題となるべき事項に相違はないと考えております。	貴省の回答では「関係者により、平成20年から使用実態の調査等を開始する。」とあるが、消防庁としてどのように当該提案への検討を進められるのか、回答されたい。		E	ー	緊急自動車のサイレンの音量を規定する道路運送車両の保安基準は、当庁の所管事項ではないが、救急業務の基準を所管する当庁としては、使用実態の調査等を行うなど、平成20年度中に結論を得るため、関係省庁と検討を行う。		1082010	草加市	埼玉県	警察庁 総務省 国土交通省
040330	独立行政法人（国立大学法人）による余裕金の運用方法の拡大	独立行政法人通則法第47条、国立大学法人法第35条 国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株　式を取得する場合の取扱いについて（平成17年3月29日付16文科高第　1012号）	国立大学法人の余裕金の運用方法については、①国債、地方債、政府保証債その他主務大臣の指定する有価証券、②銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金、③信託業務を営む金融機関への金銭信託となっている（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第47条）。 なお、現行制度において、国立大学法人が寄附及び特許等の譲渡又は実施権の設定等の対価により株式及びストックオプションを取得することは可能となっている（平成17年3月29日付16文科高第1012号）。 ※国立大学法人の出資に関する制度の現状については、管理コード080090「国立大学法人による出資の対象の拡大」の回答を参照。	国立大学法人が当該国立大学における研究活動等の成果であって、地域の再生や新しい地域産業の創出につながるものを活用する事業に出資する場合、当該国立大学と共同で研究、事業等を行う民間企業から寄附を受けた場合等については、業務上の余裕資金について、法47条各号に定めるものの外、株式等によっても弾力的に運用できることとする。	地域に密着した大学の役割という観点から、地域の再生等につながる研究の成果を活用する事業であっても出資ができないこととするのは妥当ではない。また、充実した研究環境の整備のためには安定した財源の確保が不可欠であり、これを自ら行った研究の成果により行うことは国立大学法人設置の目的からしても妥当であり、そうした活動を行う国立大学に対する民間企業からの寄附についても、研究環境を充実させる目的で行われたものであるから、その目的の範囲を逸脱しない限り、できる限り自由な形態での運用を認めるべきである。そこで、国立大学を地域再生等のエンジン、地域の新産業のインキュベーターとして位置づけ、学部、学科、研究室等にとらわれずに国立大学としての総合力を発揮して、地域再生に係る事業等を、民間事業者との共同出資による株式会社等の設置、民間事業者が行う事業への出資等を通じて効果的に推進し、地域における新産業集積の形成、地域企業の生産性及び地域成長力の向上による我が国の成長力の加速化につなげるとともに、寄附の株式等による運用も含め、国立大学法人の安定した財源の確保による研究環境の充実図るものである。本件については、前回も提案を行い、文部科学省から「国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告の提言に盛り込まれた民間寄附金の投資信託への運用など、その対象範囲のほか、業務の安定的運営を担保するための条件等について検討中です。」との回答があったところである。そこで、今回はそれらを踏まえ、対象範囲、業務の安定的運営を担保するための条件等についても、別添補足資料2のとおり具体的な提案を行う。	C	ー	独立行政法人は、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業」を担うべき法人であり、国からその業務の財源に充てるための所用の財源措置が講じられることからみても、業務を安定的に運営することに対する要請は高く、投機的な金融取引による投資リスクを負ってまで収益を獲得することが要求されているわけではないと考えられています。このため、独立行政法人通則法第47条の規定によって余裕金の運用をいわゆる安全資産に限定することとされ、国立大学法人についても、国立大学法人法第35条において当該規定を準用することにより、同様の取扱いとしています。 ご提案主体からお示しいただいた対象範囲や業務の安定的運営を担保するための条件等については、国立大学法人の「本来業務及びそれに附帯する業務に係るもの」として整理できるかどうかについて、より具体的に検討する必要があることや、元本保証のない金融商品での運用を容認するだけの担保の仕組みが必要なことから、今後とも十分な検討が必要であり、現段階では、直ちに余裕金の運用方法を拡大することは困難であると考えています。 国立大学法人の余裕金の運用方法の拡大については、教育再生会議第二次報告（平成19年6月1日）の提言に盛り込まれた民間寄附金の投資信託への運用など、その対象範囲のほか、業務の安定的運営を担保するための条件等について引き続き検討中です。ご提案の内容の取扱いについては、文部科学省として、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたいと考えています。 ※地域の再生等につながる研究の成果を活用する事業への出資については、管理コード080090「国立大学法人による出資の対象の拡大」の検討要請に対する回答を参照。	右記提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	まず、当方の提案は業務の安定性を損なうようなリスクの高い投機的な金融取引を行うという趣旨を含むものではなく、国立大学法人が自らの研究成果を活用した事業の実施について、自らの出資によってこれを行うことを可能とすることを目指すものである。したがって、そのために必要な条件、仕組みの整備については当方としても重要であると考えており、条件等についても併せて提案を行ったところである。貴省ご回答にある元本保証のない金融商品での運用を容認するだけの担保の仕組み、業務の安定的運営を担保するための条件等に関して、貴省における検討のポイントについて教示されたい。	C	ー	当該案件については、独立行政法人通則法を準用している国立大学法人法所管の文部科学省において以下のとおり対応するものと承知している。 「元本保証のない金融商品での運用を容認するだけの担保の仕組みや、業務の安定的運営を担保するための条件等については、運用の弾力化に伴い、公的資金に係る資産が減じることがないような仕組みを整備するとともに、運用の程度についても、国立大学法人の公共的性格にかんがみ、リスクが高い金融商品にまで拡大することは避ける必要があると考えています。 ご提案の内容の取扱いについては、文部科学省として、必要に応じて、ご提案主体とも意見交換していきたいと考えています。」			C	ー		国立大学法人と連携した地域経済の活性化	1085030	（株）三井物産戦略研究所	東京都	総務省 文部科学省
040340	公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号の適用除外	公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号	本法においては、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、都市計画区域内における一定面積以上の土地（例えば、都市計画施設、道路、河川予定地の区域は200㎡以上、等）の有償譲渡について、事前届出を義務付けることにより、地方公共団体等に当該土地の買取り協議の機会を付与する公有地の先買い制度が規定されている。	越谷流通業務団地のような、事業が完了した流通業務団地に限り、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号の適用を除外することにより、届出義務者が土地を有償譲渡する場合であっても、譲渡の制限（同法第8条）を受けることなく、円滑な契約行為ができるようにする。	越谷流通業務団地は、昭和45年の「東京都についての流通業務施設の整備に関する基本方針」で、「北部の流通業務地区」として位置付けられるとともに、同年12月に「越谷流通業務地区」（地域地区）及び「越谷流通業務団地」（都市施設）として都市計画決定された。その後、越谷流通業務団地造成事業は、昭和59年1月に供用を開始し、昭和62年度に処分が完了している。 当該団地は、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項第1号に規定される都市計画施設である。本県では公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例により、都市計画施設内における100㎡以上の土地有償譲渡から土地所有者に届出義務が生じるため、当該地内についても、これまでその取扱いをしてきたところである。 しかし、公共用地の先行取得を主たる目的としている同法の趣旨に鑑みると、既に事業が完了している当該団地の区域内にあっては、仮に届出がなされたとしても、一般的に公共用地を先行取得する可能性はないと思われる。 従って、本提案では、同法第4条第1項の届出義務について、当該団地のような、事業が完了した流通業務団地に限り、適用を除外することを求めることとする。 提案理由：当該団地では、公共用地を先行取得する可能性がなく、同法による届出制度によって必要以上に民間の土地取引を妨げ、譲渡制限すべきではなく、併せて、民間の土地取引に弾力性を持たせるという意味でも有益なものになると考えられることなどから、上記の適用除外について提案するものである。	D	ー	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号以下公拡法という。）は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買い制度を整備し、もって公有地の拡大の計画的な推進を図ることを目的としている。 本件提案のように、都市計画施設として都市計画に位置付けられている流通業務団地に関する事業（敷地造成・処分）が完了している場合、当該団地の区域内の土地は、都市計画によって定められたトラックターミナル、流通業務施設等が建設され、これら都市計画施設の用に供されているものである。 このため、当該団地内の土地は、都市計画が変更される等の特段の事情がない限り、都市計画施設の用に供されているものであり、当該土地が有償譲渡される場合であっても、公拡法4条第2項第3号に該当し、届出義務は適用されないと解される。 よって、本件提案内容は、現行法上対応が可能である。			D	ー				D	ー			1016010	越谷市	埼玉県	総務省 国土交通省